

金融監督庁検査部審査業務課 御中

金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」についての意見

平成 11 年 2 月 1 日
公認会計士

金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」について、以下のように意見を取りまとめましたので、提出いたします。

信用リスク検査用マニュアル(頁数はマニュアル内の頁)

ページ	項目、番号等	コメント
3	査IV-1-(1)	自己査定的前提として信用格付を不可欠のものとしているが、中小金融機関では制度の整備が十分でないケースあるいは債務者区分と必ずしも整合しないケースが考えられる。信用格付を絶対条件としないことも検討すべきではないか
4	査IV-2-(3)(7)	プロジェクトファイナンスの定義がないが、誤解される虞があるので定義を付すべきではないか。また、債務者区分で(プロジェクトファイナンス等を除く)となっているが、これらの査定をどうするのか具体的ではないのではないかと。プロジェクトファイナンス等の債権の査定について定める必要はないか
6	査IV-2-(5)①	優良保証等に金融機関の保証が含まれているが、自行(庫)が実質的に支配する保証会社はこれには含まれないという理解でよい。よいのであればその旨、注書きなど付すほうがよいのではないかと
9	査IV-3-(2)①	分類対象外債券のなかに金融債が含まれているが、このままでは長銀、日債銀の債券が含まれてしまうため、①末尾のただし書き「ホ及びヘ」を「ニ、ホ及びヘ」としてはどうか
9	査IV-3-(2)①	ただし書きでは「安全性に特に問題があると認められる場合を除く」としているが、取り扱いを明確にするため、「安全性に特に問題があると認められる場合は、下記②により分類するものとする」としてはどうか
11	査IV-4-(3)	ゴルフ会員権のうち、会員権の発行体が破綻懸念先とされたものはⅡ分類ではなく、Ⅲ分類とすべきではないか
13	査V-3-(1)	検証の範囲について、正常先以外となるべきものが正常先とされているリスクの検証が、自己査定基準に問題がある(抽出基準に問題がある)場合にしか行われなければならないのは正当な注意を欠くのではないかと。正常先についても(上記のリスクの程度に応じた)一定率をテストすべきではないか

ページ	項目、番号等	コメント
13	査V-3-(2)②	後発事象の扱いは年度決算ではコンセンサスが確立していると思われるが、中間の場合、中間監査報告書日付のほか、中間決算発表日までとする考え方もある。実務上は、中間決算発表後は、第一事象であつても後発事象扱いしていることが多い。中間決算日から中間監査報告書日付まで2ヶ月半ほどあるので、中間監査報告書日付までの第一事象を中間決算に反映させるとすると年度決算とのバランスも悪い。この点はもっと関係者で協議する必要があるのではないか
18	査V-4-(2)④ハ	担保の評価額の精度が高いことの合理的根拠として実際の処分ケースが「処分価格が評価額を上回っているかどうか」などを確認することが記載されているが、上回っているというよりも、評価額が処分価格に近い水準であつたかどうかを確認すればいいのではないか。処分価格が評価額を上回るのが通常とすると、保守的に過ぎるのではないか
21	査V-4-(3)⑦ハ	清算配当等により回収が可能と認められる部分について、過去の破綻先の実績等により見積もっている場合は「清算配当等により回収が可能と認められる」と判断してはならないと言っているが、過去の実績等により合理的な見積もりをするのが会計の本来の考え方であり、これを一概に否定するのは行き過ぎではないか
23	査V-4-(3)⑩	破綻懸念先については米収利息を計上することは適当でないと言っているが、破綻懸念先の分類債権はすべてが貸倒処理対象になるのではない。なかには利息を払いつづけている債務者もある。米収利息の計上を計上し、個別債権毎に見積もった予想損失率で貸倒引当金を計上することとしてはどうか。そうしないと元本と貸倒引当金の計上基準と整合性がないのではないか
29	償IV-1	信用リスクの計量化について触れられているが、信用リスクを総括する部門は具体的にどこを想定しているのか。自己査定の実施部門、監査部門との関連はどう考えればいいのか触れてほしい

市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(頁数は通し頁番号による)

ページ	項目、番号等	コメント
87	Ⅱ-2-(1)⑤市場流動性リスク	市場流動性管理のための管理担当部署とは、どのような部署が適切か触れてほしい
97	Ⅱ-2-(3)⑩公正価値の算定	外部監査人は会計監査人か、それとも文字通りの外部監査人(会計監査人を含む)か明確にしてほしい

システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(頁数は通し頁番号による)

ページ	項目、番号等	コメント
118	Ⅳ-1-(2)開発管理	「開発プロジェクトごとに責任者を定め、代表取締役及び取締役会が進捗状況をチェックできる体制となっていなければならない」といっているが、実効性には疑問がある。大手金融機関であればCIOがいるはずで、CIOが実質的な機能を果たしているのが普通である。CIOの存在を無視して代表取締役に責を負わせるのはおかしいのではないか
118	V-1-(2)システム管理体制	このチェックリストはコンピュータの運用・開発部署を念頭において作成されている印象がある。現実は一入1台の時代になりつつあり、セキュリティやデータ管理についても、もっと異なる視点でのアプローチも必要である。この点、時代に即応した形で見直すべきではないか
119	V-1-(4)ネットワーク管理体制	ネットワーク管理についても昨今の電子メール導入実績を見ると対策が甘い印象がある。行内LANを外部とどう接続するか、ファイルの外部送信を認めるか等々についての言及が欲しいところである

なお、以下の点についてはワープロミスと思われるので、ご検討下さい。

信用リスク検査マニュアル	4頁	Ⅳ2(2)4行目	規程――規定
同上	9頁	Ⅳ3(2)10行目	規程――規定
同上	18頁	V4(2)⑤イ 15行目	複配――復配
同上	23頁	V4(2)⑧ 2行目	4の(8)――2の(8)
同上	15頁	V4(2)③ハ 5行目	業績――業況

以上